

令和2年4月15日

市内居宅介護支援事業所
高齢者あんしん相談センター 各位

志木市長寿応援課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いに関する
留意事項について

平素は、介護保険事業の円滑な運営にご理解、ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、臨時的な取扱いにより有効期限を延長した者の居宅介護
サービス計画等に関し、以下のような取扱いとさせていただきますので通知します。

なお、この取扱いを解除する際には、改めて通知します。

【職権で認定有効期間を延長した者の居宅サービス計画の取扱いについて】

令和2年2月18日付け厚生労働省老人保健課事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて）及び令和2年4月7日付け厚生労働省老人保健課事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4））に基づき、医療機関の面会禁止措置や、その他面会が困難な理由により、認定調査ができずに職権で要介護認定（要支援認定）の有効期間を延長した者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）の取扱い等は、以下のとおりとします。

- ・有効期間延長後に、サービス内容に変更を要しない場合には軽微な変更として、現行ケアプランの期間を延長する取扱いを可能とします。
- ・確認依頼が必要な例外給付につきましては、現行ケアプランの延長という考え方となりますので、サービス内容の変更がない場合は確認依頼書の提出は必要ありません（既に新たなケアプランを新たに作成した場合でも、従来の内容と変更がなければ今回に限り、確認依頼書の提出省略を可とします。）。